

## 明治初期の通貨論争

岡田俊平

(一)

明治二年五月二十八日の布告は政府紙幣発行量について、

「府藩県石高拝借相残候分有之候得共、国力ニ不応御振出し相成候テハ弥御引替之道難被相立候ニ付、前件三千二百五十拾万兩之外御振出断然被差止<sup>(1)</sup>」

と述べて、政府紙幣発行量は国力すなわち米産額一萬石に対し一萬兩という、発行当初考えられた生産力を基準とする額に規制しなければならないという原理を確認した。さらに、紙幣価値は金との兌換性を維持することによって金価格を基準として安定させねばならないという原理が同時に表明されていた。このいずれのことも公約の期日すなわち明治五年末に至っても実行されなかったのであるが、兌換開始の必要性についてはその後も絶えず主張されており、政府においても兌換準備金蓄積への努力は捨てられていなかった。

(1) 「貨政考要」法令編、第二卷、一七頁。

(1)

明治二十三年十一月十三日、大蔵大臣松方正義が総理大臣山県有朋に提出した「準備金始末」に、

「準備金ノ創始ハ明治二年十月ニ於テ政府発行紙幣証券並ニ公債証券ヲ回収スル基本及国庫ノ予備トシテ、不用物品沽却代其他正租雜稅外ノ雜收入ヲ蓄積シ、之レヲ積立金ト称シタルニ起リ」<sup>(1)</sup>

とあるように、明治二年十月には政府紙幣兌換のための準備金蓄積がはじめられていたのである。この準備金に關する規則が明治五年六月に創設された時、政府紙幣は正貨と兌換すべきであるということが、その「創設準備金規則」の前文に、次のように説かれている。

「経国理財ノ実況ニヨリ紙幣証券又ハ公債証券ヲ発行スル際ニ於テハ、殊ニ予備ノ真貨ヲ貯蓄シ精確ノ方法ヲ以テ之レカ資用ノ制ヲ設ケ、以テ証券ノ兌換及紙幣公債証券等ノ運用ヲ回護スルハ実ニ大蔵ノ要務ニシテ、然モ目今至緊至重ノ件トス」<sup>(2)</sup>

このように政府紙幣の価値を安定せしめ、物価騰貴の趨勢を抑制するには、政府紙幣の正貨兌換を開始する必要があるという原理が認められ、準備金制度が整えられたのである。

明治二年九月に大阪為替会社から、十月に東京横浜両為替会社から、さらに十一月には京都為替会社から、また二年末以降大津・神戸・新潟・敦賀の四為替会社から発行された金券は正貨兌換券であった。また明治五年十一月十五日公布の「国立銀行条例」によって発行を許された国立銀行券も正貨兌換券であった。

このように、明治二年以降政府は政府紙幣の兌換を開始するための準備金の充実をはかり、また政府紙幣に代

位させるために、為替会社あるいは国立銀行等の金融機関を通じて兌換銀行券の流通を拡大することを企図していたのである。それは明治二年五月に政府が決定した政府紙幣の収縮とその兌換開始の原則にもとづいて、安定通貨供給のための金融制度を整備することに努力が払われていたことを示している。

「貨政考要」も、政府の紙幣兌換開始に対する態度について次のように説明している。

「紙幣ノ発行ハ政府ノ最モ好マサル所ニシテ維新創業ノ際万不得止ニ出テタルニアルヲ以テ早晚金銀ノ世界ニ回復センコトヲ期シ、発行ノ初ニ於テ紙幣通用ハ十三年限ナルコトヲ令シ、或ハ大阪造幣寮ニ於テ新貨ヲ鑄造シ紙幣ト兌換セント布告シ、或ハ政府ノ紙幣ハ明治五年中ニ正貨ニ引換ヘシ、若シ引換ヲ了セサルモノアレハ六年ヨリ年六分ノ利子ヲ附スヘシト約シ、人民ニ向テ政府ノ意ノアル所ヲ示シタリ」<sup>(8)</sup>

政府紙幣発行後、その価値が安定しないことの原因は、それが「引替ハ一切無之」という政府紙幣の性格にあるとして、政府紙幣を兌換券にすることが、その価値を安定させる基本的な要件であるという批判は、各方面から提起された。

横浜貿易商人関戸良平、門屋幸之助による政府紙幣兌換制度確立に関する上申書は政府紙幣が「一旦引替差支其信を失候節は、詰り寸尺之片紙に比きものに候」<sup>(4)</sup>と、政府紙幣の正貨兌換開始を強調している。このように政府紙幣兌換の必要性を説く意見は、政府だけではなく民間にあっても強く主張される状態になっていたが、政府の意図した準備金の蓄積が十分に進捗せず、明治五年末にまでに政府紙幣を兌換するという布告は実行不可能になった。

明治元年一月より同八年六月までの八期間についての「決算報告書」によると、政府紙幣の兌換を終了する予

定期限の五年十二月二日の準備保存金額は一二、九一七、二三〇円余であり、しかもこの金額は準備金の総額ではないと注釈がつけられている、この他に地金銀及び公債証書の購入あるいは各銀行への貸金がある。したがって明治八年六月末日の準備金総額は二四、四一六、二五七円と決算書に記載されているが、準備金保有額は一七、六三四、〇一八円余であり、その他地金銀公債証書其外の形で保有されているものは六、七八二、二三八円余にすぎない状態であった。「八期間歳入出決算報告書」は、これについて

「七年及ヒ八年上半ノ予算表中ニ附載セル準備金年首ノ越高ニ比スレハ、此ノ現在金ハ常ニ少数ニ在ルヲ免レサルナリ」<sup>(6)</sup>

と説明しているように、政府紙幣兌換のための準備金蓄積額は、明治五年末までに政府紙幣の正貨兌換を完了する目的にはきわめて遠いものであった。

政府紙幣兌換の公約を実行することができなかったことについては、明治四年十月より同五年十二月に至る期間の歳入出決算についての説明にも、次のように兌換準備金の蓄積が進捗しなかったことの弁明がなされている。

「茲ニ又弁明セサル可ラサルモノアリ。紙幣発行ノ事是ナリ。蓋シ新紙幣ノ発行八百五十拾貳万五千円余ハ前段縷述セシ如ク、本期会計ノ最モ困難ニ際スルヲ以テ一時ノ国用ヲ支弁シ、又大蔵省兌換証券ノ発行六百八拾万円ハ当時新貨幣ノ鑄造未タ多カラス、且世人旧貨幣ノ贋造多キヲ厭患スルニ由リ一時之ヲ発行シ金融ノ壅塞ヲ開通セリ。然ルニ太政官札発行已来当時廢藩ノ後ヲ承ケ各藩札ノ流通高ヲ合セ各種紙幣ノ国内各地方ニ散布セル総計ハ大凡九千五百八拾万円余ノ巨額ニ昇リ、之カ為メ恰当ノ準備金ヲ保蓄セサル可ラサルノ勢ニ馴致スル

	正貨所属	紙幣所属	合計
明治5年12月末日	14,709,800円	1,563,092円	16,272,893円
同 8年6月末日	19,999,508	4,416,748	24,416,257

金貨発行高

	明治4年	明治5年
20円	744,340円	176,800円
10円	267,870	17,730,570
5円	1,367,680	5,288,140
2円	215,218	264,252
1円	71,531	177,176
計	2,666,639	23,636,938

ニ由リ、新貨幣ヲ以テ右兌換証券等ヲ回収スルニ違アラス。乃チ本期ノ末尾ニ於テ保蓄スル所ノ準備金ハ上編ニ記載セシ如ク、尙千貳百九拾壹万七千円余ニシテ爾來倍々此ノ準備金ヲ増殖スルノ須要ナルヲ以テ、本期ノ発行紙幣ヲ直チニ回収スルニ着手スルヲ得サリシナリ。其他開拓使発行兌換証券貳百五拾万円ハ該使事務擴張ノ費途ニ供センカ為メ発行スル所ノモノニシテ、其際直チニ該使ニ交付シ其返納ノ期ヲ待テ償却ニ付スルモノト為ス。<sup>(6)</sup>

この準備金について「紙幣整理始末」に示されている数額は上表のようで、「決算報告書」のものとは相違している。<sup>(7)</sup>

「造幣局沿革誌」に示されている金貨幣鑄造高を見ても明治五年末までにはわずかに二六、三〇三、五七七円であり、開港場に限って貿易取引に無制限支払手段とするために鑄造された一円銀貨も三、六八五、〇四九円にすぎなかった。<sup>(8)</sup>

これに対して、政府紙幣は明治二年五月の布告以後も収縮されることなく、却って増発の傾向を示し、明治四年末には六〇、二七二、〇〇〇円であり、同五年末には六、八四〇万円に達していた。

明治六年十一月二十六日に兵庫県令神田孝平が渡辺

明治初期の通貨論争

大蔵大丞宛に提出した「愚見十二条」に、

「紙幣甚々多キニ過ク、宜シク之ヲ減シ引替ノ道ヲ開キ、民間ノ勝手ニ相場ヲ立サセ候様アリタシ、併シ如此クセンニハ容易ナラス到底御儉約第一急務ナラン、今ノ姿ニテハ不義非道タルヲ免レス」<sup>①</sup>

と政府紙幣発行高の過剰を批判し、兌換開始の急務であることを説いている。この語調を見ても、政府紙幣を収縮し、紙幣発行高を準備正貨の増減に応じて伸縮せしめるという政府の通貨主義的原理が、公約された政府紙幣兌換開始の時期から一ヶ年経過しても、実行に移されていなかったことに対する非難が高まっていた情勢が察知できるのである。

政府紙幣を金属と結合させ、国際収支の状態による金銀の流出入に応じて国内通貨を伸縮させる貨幣制度を確立することが、物価安定の緊急の要件であるという意見が強くなって来たのは、明治六、七年の頃からであった。これは明治二年以降年々輸入超過が継続し、正貨流出額は明治六年には一、九九五、八五二円であったが、同七年には八、五二六、七五二円、同八年には九、一三〇、八九三円という巨額になり、これに対して国内通貨として流通する政府紙幣は収縮することなく、明治六年十二月末に七八、三八一、〇一四円であったのが、明治七年末には九一、九〇二、三〇四円、同八年末には一〇〇、三六二、〇七四円と増大していたからである。<sup>②</sup>

政府紙幣の兌換制が実施されていたならばこのような正貨流出が起った場合、国内流通貨幣量は減少し、物価の下落、輸入抑制の状態が現われるはずであるが、政府紙幣の流通量は正貨の流出に関係なく、専ら財政的必要にしたがって増発され、流通貨幣量は減少するどころか、却って増大する状態であった。

明治六年五月七日大蔵大輔井上馨と三等出仕渋沢栄一は「財政改革ニ関スル奏議」を提出した。

「今全国歳入ノ総額ヲ概算スレバ、四千万円ヲ得ルニ過ギズ。而シテ予ジメ本年ノ経費ヲ推計スルニ、一変故ナカラシムルモ、尚ホ五千万円に及フベシ。然則一歳ノ出入ヲ比較シテ、既ニ一千万円ノ不足ヲ生ズ。加之維新以来国用ノ急ナルヲ以テ、毎歳負フ所ノ用途モ、亦将ニ一千万円ヲ超エントス。其他官省旧藩ノ楮幣及ビ中外ノ負債ヲ挙グルニ殆ンド一億二千万円ノ巨額ニ近カカラントス。故ニ之ヲ通算スレバ、政府現今ノ負債實ニ一億四千万円ニシテ、償却ノ道末ダ立タザル者トス。然則速ク其制ヲ設ケテ、逐次之ヲ支消セザルベカラズ。」<sup>10)</sup> この建議は計算上事実と相違する点少からずという理由で建議書はそのまま差戻された。

しかし、この建議が新聞紙上に掲載されたため政府の財政政策を批判する議論が沸騰するに至った。政府はその信用を維持するために、明治六年六月九日「歳入出見込会計表」を公布した。それによると、明治六年の歳入総計は四八、七三六、八八三円であり、それに対して歳出総計は四六、五九六、五一八円であつて二、一四〇、三六四円余の剰余金が出ることになつてゐる。<sup>11)</sup>

しかし、井上馨、渋沢栄一両者の憂慮した内外国債および紙幣の償還については、

「国債ノ如キハ内外ノ両債ヲ負フト難モ、外債ヲ償フニハ諸族ノ禄制ヲ定メ有余ヲ以テ不足ヲ償フノ規ヲ設ケテ以テ之レヲ支消スルノ一処法アリ、又内債ノ如キハ之レニ充ルモノアリ則チ政府ヨリ庶民へ貸出セシ金穀ナリ、又紙幣ノ発行アリト難モ之レニ充ルニ準備金ト称スルモノニシテ大蔵省ノ倉庫中に蔵蓄セルモノアリ、此三条ノ分明ナル解説ハ不日精細ニ調査シテ公布スベキモノナリ」<sup>12)</sup>

と述べているのみで、国債および紙幣の償還についての具体的な数額は示してはいない。明治六年一月より同年十二月までの「第六期歳入出決算表」にも「本表中第八款紙幣発行ハ本期ニ収支ナキヲ以テ其款ヲ設ケス」と説

明治初期の通貨論争

明し、決算剰余金が二、二八二万円余であったと表示されている。<sup>40</sup>しかし、明治五年二月十五日から、旧政府紙幣および旧藩札と交換するために発行された新紙幣が、

「明治五年ノ冬大蔵省三等出仕渋沢栄一ノ示達ヲ以テ繰替貨ナルモノヲ設ケ、旧紙幣回収ノ為ニアラスシテ新紙幣八百万円ヲ出納寮へ交付シ常用支出ニ供シ、又新紙幣五拾貳万五千四百四十四円余ヲ出シテ、之ヲ西京、大阪、神戸為替会社ニ貸付セシカ、七年八月二十二日大蔵卿大隈重信ヨリ出納頭馬渡俊邁へノ達ニ因リ、之ヲ発行紙幣ト全シク国債ノ部内ニ算入シタリ、是ニ於テ又新紙幣ノ発行高ヲシテ当初ノ目的ヨリ八百五拾貳万五千四百四拾四円余ノ増加ヲ生セシメタリ」<sup>40</sup>

と、「貨政考要」は明治五年から七年の間に、発行高を公表されない政府紙幣発行があつたことを指摘している。このような公示外の政府紙幣の発行が、明治六年頃に行なわれていたことが公表されたのは、明治十三年二月に「八期間歳入出決算報告書」が頒布された時であつた。したがつて、このような政府紙幣発行方法について、当然非難がなされるのは避けられない事実であつた。「貨政考要」には次のように激しい表現による批判が行なわれている。

「一タヒ不換紙幣ヲ発行スレハ、益其発行ヲ増加スルノ傾向ヲ生スルノ通理、是ニ於テ判然タリト謂フヘシ、然リ而シテ此傾向ハ確乎不撓ノ精神ト経国済民ノ偉才ヲ有スル財政家ニアラサルヨリハ決シテ其挽回ノ大功ヲ奏成スル能ハサルコト、彼ノ紙幣ノ発行ニ經驗多キ欧米各国ノ実歴ニ徴シテ明白ナリトス」<sup>40</sup>

(1) 「準備金始末」(明治前期財政経済史料集成)第十一卷ノ一、三頁)

(2) 同右



- (3) 「貨政考要」下編、二〇五頁
- (4) 「大隈文書」A三三四一
- (5) 「歳入出決算報告書」(「史料集成」第四卷、四七頁)
- (6) 同右、七八頁
- (7) 「紙幣整理始末」(「史料集成」第十一卷ノ一、二三六頁)
- (8) 「造幣局沿革誌」一二三―七頁
- (9) 「大隈文書」A三六七
- (10) 「貨政考要」中編、一二六頁、および第一章第二節の別表
- (11) 「渋沢栄一伝記資料」第三卷、七四六頁
- (12) (13) 「大隈文書」A一四八九(早稲田大学社会科学研究所編「大隈文書」第三卷、九十一―四頁)
- (14) 「歳入出決算報告書」(「史料集成」第四卷、八五頁)
- (15) (16) 「貨政考要」中編、九〇頁

(三)

政府紙幣の流通高が逐年増加するにもかかわらず、準備金の増加がそれともなわず、政府紙幣の兌換開始が遅延されるに至って、政府の財政政策、通貨政策に対する批判が強くなってきた。

これらの批判に対して大蔵卿大隈重信が財政の確立についての意見を發表したのは、明治八年一月の「収入支

出ノ源流ヲ清マン理財會計ノ根本ヲ立ツルノ議」によつてである。<sup>(1)</sup>これは歳入と歳出の基本的な整備を行ない、歳入の増加と歳出の節約の方策を提示しているものである。すなわち、歳入の基本となるものは租税であるが、租税制度が地租を中心とする直接税制度であるので納税者の疾通感を強くし、これを改正しようとしても容易に実施できず歳入を増加することが困難になっている、しかし間接税は物価の中に含まれているので売買取引の納税者に強く意識されることなくおのずから償却されて、歳入を増加することができるという理由をあげて、間接税に重点をおく税制を推奨している。その間接税の主体をなすべきものは関税である。しかし、この関税については通商条約によつて拘束されているために関税自主権がなく、保護税を施行することが不可能な状態にある。

経済政策の基本原理は国内の産業を奨励し産出量を増大し、輸入を抑制して正貨濫出を防ぎ、国際収支を均衡せしめることにある。しかし、明治初年以來財政資金によつて建設してきた鉄道、電信、灯台、郵便等の事業もいまだ充分な所得効果を現わしていない。そのために、これら官営事業に必要なとする器材を輸入しなければならぬのみならず、消費物資をすら輸入する傾向が高まってきた。その結果、国際収支の支払超過が続き、明治二年以降の正貨流出額は年平均七四七万円余、通計三、七三七万円余に達した。この正貨流出が政府紙幣の信用を崩す原因となり、惹いては資金流動を阻害する原因となつてきたのであると説明している。

大隈重信の意見は、国内通貨である政府紙幣の流通を阻害している根本的な原因は国際収支の逆調による正貨流出にある。したがつて、正貨流出を抑制する方法としては保護関税政策を実施する権力をわが国に回収することにあるが、それには通商条約の改正という困難な国際的問題を解決しなければならない。この条約改正は短期間に実現することはできないので、それに代わる方策として輸入品に特別の營業税を賦課し、また各官省の需用

品をできる限り国産品によって充足するよう努力せしめ、もし外国製品を使用する場合には、その輸入を大蔵省において管理する制度を定めて、正貨流出を防禦する政策を講じることが必要であると提唱している。

一方国内産業を奨励し、国産品の供給増加をはかるために資金の流動を円滑にしなければならぬが、この資金供給を行なうべき金融機関が十分発達してないので、政府が代わって資金供給の方策を実施しなければならぬ。そして、その資金は公債を募集することによって獲得し、海運の発展、鉄道の建設、生産の増大等「国産復生ノ資本又ハ国益興隆ノ事業」に融資すべきであるというのである。

これらの方策によって、大隈重信は輸入抑制、生産増大をもたらし、輸出入を平均せしめて、紙幣価値を低下せしめる原因となっている正貨の濫出を防止することができると主張するのである。しかし、政府の通貨政策に対する批判の焦点であった国債、紙幣の償却、紙幣の兌換開始の問題については答えていない。もっぱら正貨の流出が政府紙幣の価値低下の原因となっているので、その弊害を除くために輸出入を平均せしめる方策の必要性を提唱しているのである。

この意見書を補足修正するものとして、同年九月にも大隈重信は「天下ノ経済ヲ謀リ国家ノ會計ヲ立ツルノ議」<sup>(2)</sup>を提出している。この意見書においても、輸出入が平均を失ない正貨が濫出することが現在の一大弊患であることを強調している。そして、そのような弊害が生じる原因は運輸の便が開けず、金融の道が閉塞しており、そのために国内の商工業が発展せず、生産の増殖が見られないことにあると述べている。

運輸の便を開くには道路、橋梁、海港、堤防等を疏通し、改修しなければならない。これら社会資本の形成に必要な財源としては新たに分頭税を起すべきである。分頭税についてはそれが直接税の最もきびしいものである

という非難が予想されるが、道路、橋梁、堤防等公共の便益を与える物件の費用はその便益を享受する公衆が負担すべきものであるから、分頭税の賦課は妥当であろうと述べている。(これは、一月の建議では直接税を軽くして間接税を重くすることが徴税方法としてはすぐれていると説いていたのに対して、異った立場を表明している点である。)

商工業が萎縮しているのは金融の閉塞によるのであるから、経済発展を促進するためには全国的な資本流動を可能にする制度を設けることが必要である。すなわち、出納寮出張所を各地に置き、利付預り金所および不動産預り所を官設して、財政剰余金を農商業その他の資本に融資する機関としようとする提案を行なっている。

ここでも大隈重信は資金の供給が経済発展の要件であることを述べ、政府紙幣の兌換を早急に開始することの必要性については言及していない。かえって、明治初期の資金供給政策の効果について、

「紙幣価格減削セリト難トモ、一時巨万ノ貨幣民間ニ流出散布シ、運動ヲナシ流通ヲ助ケ、所謂金融ノ道ニ裨補アル又知ルベキノミ、今一朝之ヲ廢停シ復タ是等ノ挙アルナシ」<sup>(8)</sup>

と、政府紙幣による資金供給策が経済発展に対して積極的な効果のあったことを説き、「現今ノ急着(即チ輸出入ノ平均ヲ獲、現貨溢出ノ弊害ヲ救フノ事)<sup>(4)</sup>」は、国内産業の発展を刺激する通貨政策にあることを主張しているのである。

さらに同年十月に大隈重信は、前に提出した二回の建議を総合して「国家理財ノ根本ヲ確立スルノ議」<sup>(5)</sup>を提出している。それには彼の資金供給政策は、政府紙幣の兌換開始の目的を完全に抛棄したのではないことが明らかにされている。

正貨の流出が金融閉塞の原因となっているが、この正貨流出を激しくしている原因は次の三点にある。(一)貿易

決済には洋銀を使用し国内取引決済には紙幣を用いているため、金貨は流通手段としての機能を喪失し、(二)しかも、わが国の金銀比価はヨーロッパ諸国のそれに比較して、金が低価におかれており、(三)さらに、年々輸入超過が継続しているために、国際収支が常に支払超過になっていることである。

これらの正貨流出の原因となつてゐるものを解消するためには、次のような方策の実施が必要である。すなわち、

- (一) 財政支出の節約、特に外国人雇傭を禁止し、官庁の新建築を停止すること。
- (二) 銀行および類似の金融機関を保護し、信用制度を確立すること。
- (三) 農業生産力を増進するために地租を軽減し、その補充として、租税負担の平衡を目標とする新税を賦課すること。
- (四) 通商条約を改正して関税自主権を回復し、保護関税政策を実施するために関税法を改正し、洋銀による関税収納を廃止すること。
- (五) 諸官庁の用度はできる限り国産品をもつて充て、輸入品の使用を禁止すること。
- (六) 関税納付には、金貨一〇一円に対し貿易銀一〇〇円とする現行の法定比価を廃止し、両貨幣を同一の価格を以て納付せしめて、金貨流出防止の一助とすること。
- (七) 諸官庁の対外支払はすべて大蔵省に統合して行なうべきこと。
- (八) 外債償却および在外公館の費用はすべて国産品の輸出代金を以て充てるべきこと。
- (九) 政府紙幣は漸次減却することを目的とし、決して増発しないこと。

(4) 準備金は既に蓄積した一、〇〇〇万円の外に、さらに金貨、地金を加えて漸次増殖し、政府紙幣の信用を強化するよう努力すべきこと。

右のように十ヶ条を列挙して正貨の流出を防止し、政府紙幣の価値を安定せしめるために兌換準備金を蓄積することが必要であることを主張し、その方法を提案しているが、政府紙幣の兌換開始の時期については何らの提案もしていない。ただこれらの方策の効果は、

「百端並と挙リ、諸業共ニ興リ、前後相応シ、首尾相協ヒ、事永遠ヲ期スルニ非レハ能ハス」<sup>(6)</sup>  
と述べているように、短期間には現われないものである。したがって、

「人民ノ智識ヲ広伸シ、運輸ノ便ヲ開キ、所有ノ權利ヲ固フシ、此民ヲシテ奮発興起ノ意ヲ生シ、百業勃興セシムルノ方略ヲ以テ切要トス」<sup>(7)</sup>

と結論しているのである。これらの建議によっても知られるように、大隈重信の通貨政策は政府紙幣の兌換開始を否定するものではないが、短期間に正貨兌換を実施すべしとする意見には同調しないものであった。大隈の通貨政策は経済の発展を推進するために必要な政府紙幣の供給を行ない、それによって国民産出量を増殖し、輸入を抑制して国際収支を均衡せしめ、正貨の流出を防止し、その結果政府紙幣の価値を安定させる基礎を確保しようとする、長期的な構想を内容とするものであることが察知できるのである。

この点については、大隈重信が明治八年七月二十日太政大臣に提出した「税関収入金之儀に付正院へ御上申案左ニ取調相伺候也」<sup>(8)</sup>という伺書を見ると、大隈重信は、金貨の流出が紙幣の信用を失なわしめる原因であるので紙幣価値を維持するには兌換請求に応ずるだけの正貨を必要とするということを述べているのである。したがっ

て、大隈の通貨供給政策に関する主張は、政府資金を融資することによって国内産業を發展せしめ、国際収支の改善をはかり、正貨の流出を防止して紙幣価値の維持を実現しようとする内容をもっているものであって、単純に政府紙幣の発行高を削減し、デフレ政策によって準備正貨を蓄積して、政府紙幣の兌換を早急に実施しようとするものではなかった。通貨収縮による商工業の沈滞をもたらすことを避け、むしろ再生産的效果をもつ部門への政府資金の豊富な供給によって、社会資本の形成、産出量の増大、国際収支の改善、正貨流出の防止を実現し、紙幣価値を安定させようとするものであったことが知られるのである。その通貨政策は、政府紙幣発行量を規制する原則を定める場合には、社会資本の形成国内産業の發展に必要な資金需要の充足を重視し、紙幣価値安定の基礎を求める場合には、国際収支の均衡による兌換準備正貨の蓄積が基本的条件であるとするものである。それは政府紙幣発行量が過剰であるか否かの問題については、銀行主義的原理によって説明され、紙幣価値低落の問題に関する非難に対しては通貨主義的原理にもとづく説明がなされていたのである。このように、銀行主義と通貨主義のふたつの原理が大隈重信の通貨政策の中では対立していたのではなく、政府紙幣の発行量規制とその価値安定の両側面について併存していたのであった。

- (1) 「大隈文書」A七（早稲田大学社会科学研究所編「大隈文書」第三卷、一〇三―一二六頁）
- (2) 同右、A九（前掲書、一二二―一四一頁）
- (3) 同右、（前掲書、一二八頁）
- (4) 同右、（前掲書、一三二頁）
- (5) 同右、A一〇（前掲書、一四二―一五頁）

明治初期の通貨論争

- (6) (7) 同右、(前掲書、一四四―五頁)  
(8) 同右、A三三四一(前掲書、一一六―八頁)